

学術論文

朝鮮渡航船を介した外交文書（書契） による意思疎通

—享保13年の以酌庵送使順附琴浦漂民送還使を事例として—

藤 本 健太郎

【学術論文】

朝鮮渡航船を介した外交文書（書契）による意思疎通

—享保13年の以酏庵送使順附琴浦漂民送還使を事例として—

藤 本 健太郎

Abstract / Short Outline (概要)

Basic research on the exchange of diplomatic documents in the early modern period Japan-Korea relations, using the case of a diplomatic mission sent from Tsushima to Korea in 1728. After the diplomatic document was prepared in Tsushima, it was taken to the wakan (倭館), and after several inspections, it was received by Korea. On the contrary, a diplomatic document was handed over from Korea, and after several inspections, it was exchanged and returned to Tsushima.

キーワード：朝鮮渡航船、外交文書（書契）、倭館

はじめに

近世日朝関係において、幕府から朝鮮との外交事務の委任を受けていた対馬藩が歳遣船や定例外の送使船などの派遣を名目に朝鮮との間で貿易を行い、その利潤が藩財政の中で極めて重要な比重を占めていたことは、諸先行研究が論じてきたところである¹。さらに、対馬藩が朝鮮との通交を維持するため、国元の府中から年例の八送使船や、臨時使節である漂差使や参判使（差倭）などの朝鮮渡航船を、朝鮮釜山の草梁浦にある倭館に派遣し続けたことも周知の事実であるだろう。

これら朝鮮渡航船は朝鮮の礼曹²や東萊府³宛の外交文書（書契）を携え、倭館において朝鮮との間で書契の取り交わしを行い国元に帰国していた。

対馬藩によって作成された書契に関する研究としては、年例八送使や差倭の渡航形態を「倭館館守日記」などから明らかにした田代和生⁴氏や、倭館を經由した書契の記録作成について述べた長正統⁵氏、国元における以酏庵輪番僧や朝鮮方真文役による書契の起草・翻訳・点検について論じた田中健夫⁶、泉澄一⁷、池内敏⁸氏による研究がある。

一方、対馬藩と朝鮮側との間で行われた書契の取り交わしについては、これまで全体の流れが提示されることなく、個別の手続きが論じられてきた傾向がある。

そこで、本稿では対馬藩朝鮮方による「朝鮮方日帳」と、同じく倭館の館守方が作成した「倭館館守日記」をもとに、国元と倭館における書契がいかなる手順を踏まえて取り交わされていたのか明らかにしたい。

分析の対象として、享保13(1728)年の以酏庵送使順附琴浦漂民送還使(正官人:吉村左五右衛門)を取り上げる。当該の使節を取り上げる理由としては、年例送使である以酏庵送使と、漂流民送還のため派遣された漂民送還使という、定例・臨時の書契往復に関する手続きをどちらも知ることができることに加えて、倭館において書契の不備が指摘され、倭館から朝鮮側に対し書契の書き直し(改撰)要求を行っており、改撰要求時の対応についても史料上から辿ることができるという二点が挙げられる。

以酏庵送使順附琴浦漂民送還使の動きを通して、以降の(1)では国元から倭館を経て朝鮮側に書契が渡されるまで、(2)では朝鮮側から渡される書契を倭館で受け取って国元に帰国するまでの経過を史料上から明らかにする。

なお、理解の一助として【図1】に対馬藩と朝鮮側との間で交わされた書契の往復を図示している。あわせて参照されたい。

(1) 朝鮮渡航船が倭館に持参する書契(往翰)について

以酏庵送使とは八送使の一つで、五山碩学僧が輪番で対馬に駐在する以酏庵僧に対する扶助を名目として朝鮮から発給された図書を携え、毎年倭館に通航していた⁹。以酏庵送使は寄乗として毎年2月に第四船送使とともに同一船に乗り組み、倭館における諸々の行事や応接を同時に受けていた¹⁰。

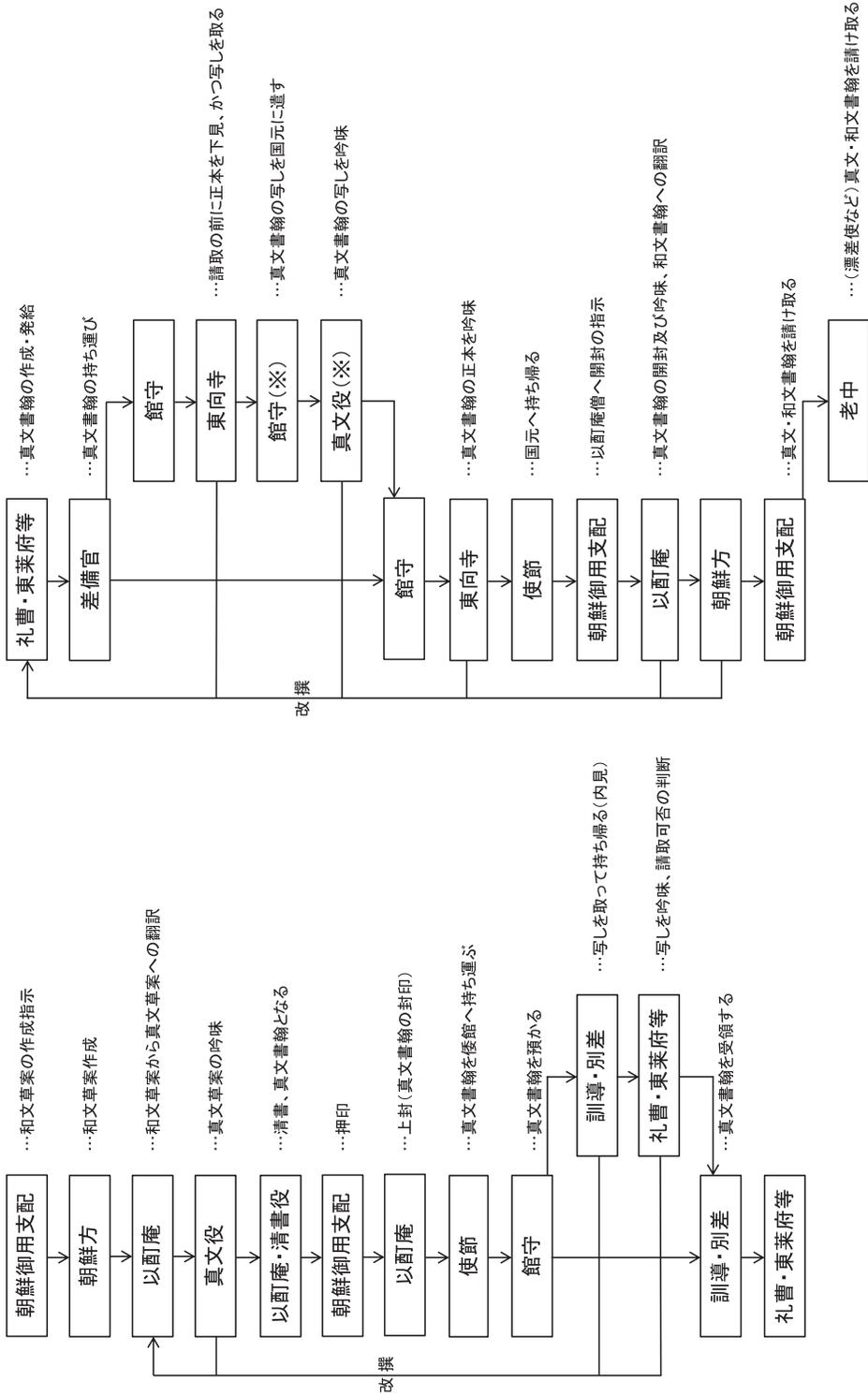
享保13年、この以酏庵送使に順附として加えられたのが、対馬琴浦に漂着した慶尚道統営の漂民4人の送還使である。

順附とは天和2(1682)年以降、対馬島に漂着した者に限って、彼らの送還を漂差使¹¹として個別に編成するのではなく、年例送使船等に付属する形で同乗させることで、漂差使の倭館への派遣数の抑制を朝鮮側が図った制度を指す¹²。ただし、漂民の送還が行われることもあり、順附の場合においても書契の取り交わしは分けて行われた。

漂民4人の身柄が府中に到着し、その連絡が朝鮮御用支配及び朝鮮方に伝えられたのは享保13年正月24日であった。翌日には藩主への報告が行われるとともに、琴浦の漂民4人の以酏庵送使への順附が決定された。

【史料1】長崎県対馬歴史研究センター蔵「朝鮮方日帳」享保13年正月25日条(管理番号:日記類-Da-2、以降、初出を除き収蔵機関及び管理番号は省略)

【図1】18世紀前期日朝間における外交文書（書契）往復の概念図



(※)の二過程に関しては参判使など、重要性の高い使節の御返翰に限定して行われた。

今度御国漂民之儀、当年以酌庵送使吉村左五右衛門江順附被仰付候、出船之義者
来月十日過ニ可被差渡旨、与頭を以申渡ス

以酌庵送使への順附が決まると、さっそく対馬藩の朝鮮方では使船が倭館に持参する書契の作成に取りかかる。ここでは朝鮮側から渡される書契（「返翰」）と区別するため、便宜上「往翰」としておきたい。往翰の作成手順としては、朝鮮方真文役によって和文草案が作成されたのち、以酌庵僧に対して和文から真文（漢文）へ翻訳が依頼される。

【史料2】「朝鮮方日帳」享保13年正月28日条

琴浦江朝鮮漂民四人送還之書契和文相認、以酌庵江御草案之儀、采女方より手紙相添足輕使を以為持遣之

正月29日には以酌庵僧による真文草案が出来し、朝鮮方へと差し出された。真文草案が到着すると、朝鮮方では松浦儀右衛門・越常右衛門・味木金蔵といった真文役による点検（史料上では「吟味」を表記）が行われる。

【史料3】「朝鮮方日帳」享保13年正月晦日条

昨日以酌庵方漂民送還之御書契草案来候付、書面為致吟味候処、宜候付、清書被仰付被下候様ニ采女方方手紙相添、足輕使を以為持遣之、尤漂民駕船吹嘘一本、将又飛船吹嘘十本御認被下候様ニ申遣ス

書面や文字の点・画、高下などに不備が見つからなければ、以酌庵のもとに真文草案を持ち帰らせて清書が命ぜられる。真文役による点検が行われる目的としては、和文から真文へと翻訳が行われる際に、和文草案に記された趣意が正確に真文草案に反映されているかを真文役が確認することにあつた。

一方、真文草案の書面等に何らかの不備が見つかった場合においては、真文草案が以酌庵へと差し返され、再度の書き直しが命ぜられた。

その後、以酌庵において真文草案の清書が行われ、朝鮮に遣わされる真文書翰として往翰が作成される。

【史料4】「朝鮮方日帳」享保13年2月4日条

頃日以酌庵江為清書遣候、琴浦江之漂民護送之書并駕船吹嘘、将又飛船吹嘘十本清書出来御使僧を以来ル

真文草案を真文書翰に清書する役割を果たしたのが、国元の臨濟宗寺庵から手跡（手習い）に優れた者から選ばれた清書役僧である。なお、彼らの中から、倭館において書契の点検を行う東向寺僧が毎年1人、朝鮮御用支配から任命を受けて派遣された。

以酌庵僧の立ち合いのもと真文書翰が執筆されると、続いて押印が行われる。

【史料5】「朝鮮方日帳」享保13年2月6日条

- 一、以酌庵方清書出来参り候琴浦漂民四人順附之書并副書駕船吹嘘、将又飛船吹嘘十本、今日押印有之付、古川図書名代古川伊右衛門・松岡判三郎罷出於御書院押之、杉村采女・大目付方鈴木市之進遂見分
- 一、右押印相済而以酌庵江為御上封御徒使菊池治左衛門を以遣之
- 一、当年以酌庵使并第四船之書、将又五船方十七船之書、清書被仰付被下候様ニ別而手紙相認、右同然ニ同人を以遣之也

押印が終わると真文書翰は再び以酌庵僧へ回送され、以酌庵僧が上封（封印）を行う。この上封が以酌庵僧によって往翰が起草されたことを証明する手続きであった。

加えて、2月6日には順附琴浦漂民送還使と並行する形で同じ手順で行われていた、以酌庵送使の真文草案の清書が命じられている。その後、以酌庵送使の真文書翰の作成も順調に進捗し、2月13日に清書が出来、16日に押印、17日に上封まで行われた。以酌庵送使順附琴浦漂民送還使の正官人である吉村左五右衛門らは2月18日に乗船、20日に対馬府中を出船した。

【史料6】「朝鮮方日帳」享保13年2月18日条

当年以酌使吉村左五右衛門并第四船福留与次右衛門、今日致乗船候付、左五右衛門へハ兼而被仰付置候通、琴浦江之漂民四人順附ニ而被差送ル

- 一、以酌使本書并別幅
 - 一、同副書、但別幅無之
 - 一、漂民送還之書并別幅
 - 一、同副書并別幅
- 但隣交之書付一通、漂民順附ニ付、海上使者心得之書付一通・添状三通相渡ス
- 右、左五右衛門江相渡ス

吉村が往翰を携えて倭館に到着したのは2月29日。倭館に到着した往翰はさっそく館守へと手渡され、東向寺僧の立ち合いのもと、朝鮮側の訳官によって往翰の写し

取りが行われた。

【史料7】 国立国会図書館蔵「倭館館守日記」享保13年2月29日条（請求記号：WA1-6-8）

- 一、以酏使吉村左五右衛門・第四船福留与次右衛門乗り船清神丸、船頭天本金左衛門参着（中略）
- 一、右相済而遂對面、左五右衛門持渡御書簡式箱、与次右衛門持渡り御書簡二箱請取之、料理出ス（中略）
- 一、以酏庵并第四船統營之漂民御書簡写として、下り合之判事之内方重文下判事・訓導・書記罷出左之通写之候付、例之通東向寺罷出ル
 - 戊申條以酏送使書并別幅
 - 戊申條遣東萊以酏送使別書
 - 戊申條第四船并別幅
 - 同条自第五船至十七船書并別幅
 - 遣礼曹送還統營漂民書并別幅
 - 遣東萊釜山送還統營漂民書并別幅
 - 統營漁民駕船吹嘘一本
 - 但吹嘘ハ訓導・書記江渡ス

往翰の写しは宛先となった礼曹・東萊府での点検（内見）を経た後、正本の受領が許可される。写し取りの際にも使節が持参した往翰に不備があれば、朝鮮側から改撰を要求されることになる。

こうして、倭館において朝鮮側から行われる応接儀礼の一つ、茶礼の際に往翰の受け渡しが行われた。

【史料8】「倭館館守日記」享保13年3月16日条

- 一、以酏使并第四船茶礼有之二付、宴席門明関御駕籠三右衛門勤之、
- 一、右同断ニ付、御書翰請取として吉村左五右衛門・福留与次右衛門被罷出候付夫々ニ相渡ス

【史料8】において「御書翰請取として…」とあるのは、吉村が茶礼の場で朝鮮側に渡す往翰を取りに来たことを示す内容であろう。加えて、以降の「倭館館守日記」において、記述が見えないことからしても、以酏庵送使と第四船送使のみならず、琴浦漂民送還の往翰についても同時に朝鮮側に渡されたことが考えられる。

ここまで、外交使節が倭館に持参した往翰が朝鮮側へ渡されるまでの経過を紹介した。注目すべきが、国元で和文草案から真文草案への翻訳が行われる際に、朝鮮方の真文役が点検している点である。往翰の作成にあたっては、朝鮮方の関与が確認されており、以酌庵僧が起草した真文草案は、時として真文役の点検により、書き改めを求められる可能性が存在したわけである¹³。

また、往翰を受け取る朝鮮側としても、訓導もしくは別差による写し取りの際と、その後の礼曹・東萊府において二重での点検が行われていた。自らの基準に即さない文面の往翰を受領することは、誤った先例を作ってしまう恐れが生じる以上、入念な点検を経た上で行われるべき業務であった。

(2) 朝鮮渡航船が倭館から持ち帰る書契（返翰）について

享保13年3月16日、以酌庵送使及び琴浦漂民送還の御書翰は朝鮮側へ渡された。以酌庵送使は、茶礼と同じく倭館において行われる応接儀礼の一つ、封進宴を4月6日に終え、朝鮮側から対馬藩に渡される返翰の到着を待つことになった。

先に倭館に到着したのは以酌庵送使の返翰であった。6月5日に御返翰を携えた差備官が倭館に下来し、6日に返翰の受け取りが行われた。8日には東向寺僧による書面の写し取りが行われ¹⁴、21日には返翰の上封までを滞りなく済ませた。

一方、琴浦漂民送還使の御返翰は、6月8日に差備官が倭館に持参した。しかしながら28日、東萊府からの返翰について、東向寺僧から館守に以下の報告が行われた。

【史料9】「倭館館守日記」享保13年6月28日条

東向寺罷出被申聞候ハ、先頃御国琴浦へ漂着、統營之漁民順附之御返簡下り候付下見仕候處、御書面ハ宜ク候得共、御書簡之内之所ニシミ有之、見苦敷難請取由ニ而被致持参候付遂披見候處、一寸角程ヅ、三所へしみ裏表へ通り有之難請取候付、両訳并持下り候大而黄判事召寄、右不念之段急度申渡候上、早々改撰有之様ニと東萊方へ申遣ス

東向寺僧が下見を行ったところ、御返翰の書面に特段の問題はみられなかったものの、返翰中にそれぞれ一寸角程のシミが3ヶ所あり「見苦敷難請取」との理由で、館守に改撰を要求するよう申し出が行われた¹⁵。館守の吉川内蔵允も確認のうえ同意し、両訳（訓導・別差）ならびに返翰を倭館に持参した差備官を呼び寄せ、改撰を要求する旨、伝達している。

返翰の改撰が行われる場合、通例であれば外交使節は倭館に留まり、返翰の再到着

を待つ必要がある。しかし7月10日、以酏庵送使の吉村左五右衛門が順附の琴浦漂民送還使の御返翰の請け取りを待たずに国元に帰国することが決まり、以酏庵送使と順附琴浦漂民送還使は分離することになった。

【史料10】「倭館館守日記」享保13年7月10日条

右相済而遂對面、御返簡一箱佐五右衛門江、第四船書一箱・第五船方十七船迄之書壺箱与次右衛門江、漂民御返簡三箱平内江、其外添状等夫々ニ相渡ス

順附とはあくまで漂流民と往翰を携えて倭館に赴くに過ぎず、以酏庵送使は琴浦漂民送還の返翰の受け取り日程に拘束されることなく、以酏庵送使としての応接儀礼及び返翰の受け取り日程を消化した以上、国元に帰国しなけりなかつたのである¹⁶。

結果として、以酏庵送使は7月14日に倭館を出立、22日に国元に到着して以酏庵僧による御返翰の開封を済ませ、以酏庵送使としての任務を終えることになった。

かたや名義だけが倭館に残される格好となった琴浦漂民送還使は、返翰を受け取るべき正官人が不在の状況となった。そして8月11日、館守の吉川は東萊府に対し早急に返翰を倭館まで送付するよう督促を行っている。

【史料11】「倭館館守日記」享保13年8月11日条

左之口上儀、平次を以東萊江直ニ申達ス、

口上（中略）

一、当春對州江漂着いたし候、統營之漁民順附之返簡、頃日相達候処、紙面にし
み付有之候付、改撰之儀申進置候、是又早々到来有之候様ニ御催促可被下候、
乍序此段申進候、以上、

東萊返答（中略）

順附漂民返簡之儀、得其意候由返答之趣、右兩人罷歸申聞ル、依之右之趣御
国へも申上ル

吉川が琴浦漂民の御返翰の到来を急いだ背景としては、これら漂民の送還使や漂差使の派遣にあたって、対馬藩が幕府の老中宛に漂流民口上書を提出する義務があった¹⁷ことが理由として挙げられる。督促の影響もあってか18日には二度目の返翰が倭館に到来した。

【史料12】「倭館館守日記」享保13年8月18日条

御国琴浦江漂着いたし候統營之漂民順附之返簡、改撰申達置候処、今日到来有之

由両訳方申聞候付、東向寺下見被致候様ニ申渡候処、別条無之由罷出被申聞ル

【史料9】の下見で改撰の対象とされたのが、返翰の文面ではなくシミであることもあって、東向寺僧による二度目の下見は「別条無」との申し出が館守に対して行われた。そして23日、琴浦漂民送還使の返翰を受領する運びとなった。

【史料13】「倭館館守日記」享保13年8月23日条

一、先頃御国琴浦江漂着いたし候統營之漂民順附返簡左之通両訳并大而黄判事持参有之

礼曹答統營漂民書并別幅 一

東萊答統營漂民書并別幅 一

釜山右同断

一、右御返簡入来候付、東向寺罷出吟味之上請取之

東向寺僧による下見が済むと、再び東向寺僧によって最終点検が行われ、その場で返翰を受領された。

なお、琴浦漂民送還使の場合は下見で「別状無之」となったものの、相手側に指摘した事項が改善されないまま、再度俎上に上がった場合や、書面中の文章や語句を巡って、それぞれの意見が対立した場合には、何度も下見や吟味が繰り返されることになった。

こうして返翰が館守に渡ったのであるが、9月10日、今度は館守が国元の朝鮮御用支配から、早く返翰を国元へ持ち帰るよう催促を受けることとなった。

【史料14】「倭館館守日記」享保13年9月10日条

統營之漂民順附返簡書改候付、御国江渡方及延引 公儀江之御案内令重滞候付、侍中帰国便無之候ハ、組使ニ申付早々御関所まで差渡、彼所方も組横目相附差登セ候様ニと被仰下候付、右返簡左之通上封申付候故、別差一人罷出ル

礼曹答統營漂民書并別幅 一箱

東萊・釜山右同断 二箱

館守の吉川は書契の持ち運びは本来、僧侶もしくは士分の者のみにしか許されていない業務であるという規定に従い「侍中帰国便無之候」という理由から、受領した御返翰を国元へ持ち帰ることを控えていたが、国元の朝鮮御用支配は幕府への報告が遅延することを理由に、館守に対して「早々御関所まで差渡、彼之所方も組横目相附差登セ候様ニ」と指令した。【史料14】では急遽、返翰の上封が別差同席のもと行われ

ている。

返翰を持ち運ばせる人物としては、その時たまたま倭館に派遣されていた、御兎名船の封進である梅野津右衛門が病気のため国元へ帰国することとなったことから、館守は梅野に琴浦漂民の御返翰を持ち運ばせる方法で返翰を届けさせた。梅野は9月18日に琴浦漂民御返翰を携えて倭館を出立¹⁸、24日に国元に到着した。

【史料15】「朝鮮方日帳」享保13年9月24日条

- 一、昨日梅野津右衛門便ニ致到来候琴浦漂民之御返翰三箱、以酌庵江為御開封御使と杉村左内を以遣之、
- 一、右御返翰三箱以酌庵方御使僧を以来ル

到着した返翰は朝鮮御用支配や朝鮮方の役人が直接開封することはなく、以酌庵に回送された後、以酌庵の手によって開封された。以酌庵僧は返翰の開封だけでなく、引き続き真文書翰の和文への翻訳と点検を行う。別条がなければ、返翰は朝鮮御用支配に戻された¹⁹。

琴浦漂民送還使の御返翰は10月10日に漂民口上書が作成され、対馬藩主の江戸出府の際に提出された。

【史料16】「朝鮮方日帳」享保13年10月10日条。

- 当正月琴浦へ令漂着候迎慶尚道統營之居民四人、以酌庵送使吉村左五右衛門へ順附ニ而被差送候御返翰一箱、江戸表へ被差上候付、左之通表御書札方へ相渡ス
- 御返翰一箱
- 同写一通り 別幅とも二百田紙ニ写、
- 和文一通
- 使者出船・館着・帰国之書付一通
- 右ハ常ニ漂民口上書・荷物・各年付も被差越候得共、殿様御出船之節被差越筈ニ而、不残相認采女被持登候故、今度ハ右之分計相渡ス

八送使の場合とは異なり、漂民送還使の場合は「江戸表」（老中）への口上書という形で御返翰の提出が求められている。そのため漂差使をはじめとした「不時之回翰」の点検には、倭館・国元としてもシミといえども細心の注意を払う必要があった。【史料11】や【史料14】において館守や朝鮮御用支配が早期の返翰の受領を催促した背景にはこのような事情が存在していた。

おわりに

享保13年の以酌庵送使順附琴浦漂民送還使を事例に、日朝間における書契の往復の流れを検討した。その結果、東向寺僧による下見や国元での真文役による写しの点検など、対馬藩が返翰受領の場面において、複数の点検段階を有していたことが確認できた。不適當な文面はもとより琴浦漂民送還使のような「見苦鋪難請取」返翰の点検及び改撰要求は、対馬藩にとって不都合な先例の出現を防ぐという観点からも、厳格に履行すべき手続きの一つであったといえる。

そのうえで、朝鮮渡航船が一本の往翰を持ち運んで、倭館で返翰と取り交わして国元に帰国するまでの間には、以酌庵僧や東向寺僧、真文役による繰り返しの点検が行われるなど、細心の注意が払われると同時に、その開封や上封には、外交僧の立ち合いが必須とされ、書契の持ち運びも僧侶もしくは士分に限定されるなど、数多くの内規も存在していたことがわかった。

しかしながら、今回検討対象とした享保13年の以酌庵送使順附琴浦漂民送還使は18世紀前期に行われていた一類型に過ぎず、近世期全般に適用できるものではないことに加え、名目の異なる様々な使節ごとの検討もできなかった。今後の課題点として掲げておきたい。

注

- 1 中村栄孝『日鮮関係史の研究』下、(吉川弘文館、1969年)及び巖原町誌編集委員会編『巖原町誌』(1997年)など。
- 2 礼曹は朝鮮における官衙の一つで、主に外交に関連する業務を担った。近世の日朝関係においては、礼曹参議と対馬藩主との間で、外交文書のやり取りが行われた(田中健夫ほか編『対外関係史辞典』吉川弘文館、2009年、815頁)。
- 3 東萊府は朝鮮において倭館を管掌した役所のことであり、長官である東萊府使は管下の訓導・別差を指揮して日本側との折衝にあたった(田中前掲、558～559頁)。
- 4 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、1981年。
- 5 長正統「日鮮関係における記録の時代」(『東洋学報』第50巻4号、1968年)。
- 6 田中健夫『前近代の国際交流と外交文書』吉川弘文館、1996年。
- 7 泉澄一「江戸時代、日朝外交の一側面—対馬以酌庵輪番制度と関係史料について—」(『関西大学東西学術研究所紀要』第10号、1977年)。同『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』関西大学東西学術研究所、1997年。
- 8 池内敏「以酌庵輪番制考」(『歴史の理論と教育』第129・130合併号、2008年)。

- 同「朝鮮通信使延聘交渉と梅莊顕常」（北島万次ほか編『日朝交流と相克の歴史』校倉書房、2009年）。同「以酏庵輪番制と東向寺輪番制」（『九州史学』第163号、2012年）。
- 9 米谷均「近世前期日朝関係における「図書」の使用実態」（『史観』第144冊、2001年、6頁）。
 - 10 田代前掲、156～163頁。
 - 11 対馬島外に漂着した朝鮮漂流民に関しては、漂差使が朝鮮側へ派遣され、朝鮮漂流民の送還が行われていた。
 - 12 李薰著、池内敏訳『朝鮮後期漂流民と日朝関係』法政大学出版会、2008年、179～201頁。
 - 13 米谷均「近世日朝関係における対馬藩主の上表文について」（『朝鮮学報』第154輯、1995年、47～48頁）では、朝鮮国王の即位を陳賀するための上表文の作成にあたり、上表文で用いられる字句について、以酏庵輪番僧と真文役との間で意見の対立が存在したことが述べられている。
 - 14 東向寺僧によって取られた書契の写しは「両国往復書牒」に記録された他にも、国元の朝鮮御用支配のもとに写しが遣わされ、真文役によって点検が行われる場合が存在した。このような国元での点検は享保3年の時点で既に確認されている。
 - 15 東向寺僧が行っている下見であるが、「倭館館守日記」宝永4（1707）年9月2日条（管理番号：WA1-6-34）では、下見に関する以下のような記述がみられる。

今日両訳ニ申達候ハ、前々方僉官中返簡之儀、僉官中江被相渡候朝下見有之、以前も書違等有之、即日差当り^レ与候得共為有之由承及候、当日之儀双方用意等も有之事ニ候へハ、僉官中も致難儀候、此已後之儀ハ請取候日限相極メ候一兩日前ニ下見仕可然存候間、何とそ其通被相極候様ニ、勿論此方書簡之儀も参着早速被致内見事ニ候故、返簡も其通ニ被致宜可有之由、金七を以申達候処ニ、朴同知返答申候ハ、此方申入候通尤ニ存候間、其段東菜ニ申達、向後ハ前廣ニ下見被致候様ニ可仕由申聞ル

下見とは文字通り、御返翰が僉官（外交使節）に渡される前に東向寺僧によって行われる事前点検のことである。それまで下見は御返翰が外交使節に渡される朝に行われていたが、当日の朝では双方の用意等もあり差障りがあるので、今後は請け取りの日限を事前に定めた上で、その2日前に下見を行うように東萊府へ願い出ている。

- 16 田代前掲、159頁。
- 17 池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』臨川書店、1998年、40～41頁。

- 18 「倭館館守日記」享保13年9月18日条。
御国漂民順附返簡御國渡方及延引候付、組使を以早々差渡候様ニと御差図有之ニ付、其通申付置候所、幸梅野津右衛門致帰国候付、右御返簡三箱を外箱ニ入相附、村附を以早々被差登候様ニと申遣ス
- 19 参考事例の提示として「朝鮮支配日帳」享保3年4月28日条（管理番号：日記類-Da-1）を掲げる。
昨日相達候副特送使御返翰以酏庵へ為御開封、御使と吉村庄兵衛を以遣候義、書面別条無之由ニ而御返し被成ル

参考文献

- 池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』臨川書店、1998年
- 池内敏「以酏庵輪番制考」『歴史の理論と教育』第129・130合併号、2008年
- 池内敏「朝鮮通信使延聘交渉と梅莊顕常」（北島万次ほか編『日朝交流と相克の歴史』校倉書房、2009年）
- 池内敏「以酏庵輪番制と東向寺輪番制」『九州史学』第163号、2012年
- 巖原町誌編集委員会編『巖原町誌』1997年
- 泉澄一「江戸時代、日朝外交の一側面—対馬以酏庵輪番制度と関係史料について—」『関西大学東西学術研究所紀要』第10号、1977年
- 泉澄一『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』関西大学東西学術研究所、1997年
- 李薫著、池内敏訳『朝鮮後期漂流民と日朝関係』法政大学出版会、2008年
- 長正統「日朝関係における記録の時代」『東洋学報』第50巻4号、1968年
- 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、1981年
- 田中健夫「前近代の国際交流と外交文書」吉川弘文館、1996年
- 田中健夫ほか編『対外関係史辞典』吉川弘文館、2009年
- 中村栄孝『日朝関係史の研究』下、吉川弘文館、1969年
- 米谷均「近世前期日朝関係における「函書」の使用実態」『史観』第144冊、2001年
- 米谷均「近世日朝関係における対馬藩主の上表文について」『朝鮮学報』第154輯、1995年

